

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

通信販売はクーリング・オフできない？



消費者庁の調査によると、「通信販売での買い物をクーリング・オフできる」と答えた回答者は約8割に上りましたが、誤りです。**通信販売はクーリング・オフできません。**

事 例

インターネット通販で靴を注文した。履いたら窮屈だったので返品したいとメールしたが、「返品できない。利用規約にも書いてある」と返事がきた。利用規約には、返品不可の記載があったので、「それならクーリング・オフしたい」と伝えたが、「通信販売には、クーリング・オフの適用はない」と言われた。

トラブル回避ポイント

通信販売には、消費者が一方的に解約できるクーリング・オフ制度が適用されません。返品については、事業者が決めた特約に従うこととなります。購入確定前に返品が可能な条件や返品ができる期限などを、しっかり確認しましょう。

特約がない場合は、受け取った日を含めて8日以内に消費者が送料を負担して返品することができます。

困ったときは、早めに消費生活センターなどに相談しましょう。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

（月）～（金）午前9時～午後4時（祝・年末年始を除く）

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶

